



TOKIO MARINE
NICHIDO

2018年1月1日
以降始期用

レクリエーション災害補償プランのおすすめ

レクリエーション災害補償プランは傷害保険と施設賠償責任保険をセットしたご契約のペットネームです。

行事(レクリエーション)参加中の事故を補償します。

1. ご契約者

各種行事*を開催する市区町村等の自治体または企業等です。

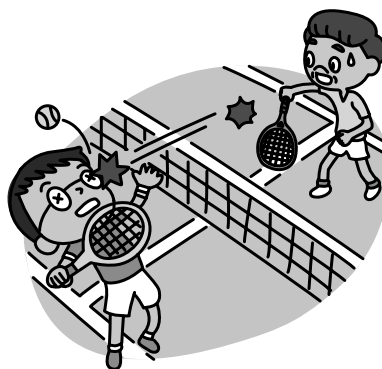
*1 契約あたりの行事参加者数が45名以上であることが必要です。また、興行として行われる行事や宿泊を前提とする行事等は対象外です。

2. 保険金お支払いの対象となる事故例

傷害保険



野球の試合中にケガをした。

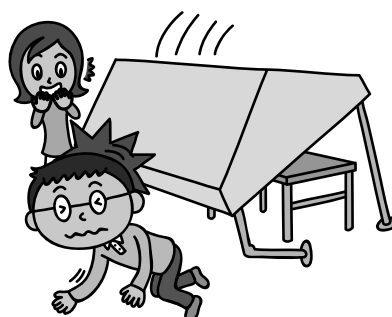


テニスの試合中にボールがぶつかってケガをした。……等

賠償責任保険



運動会で招待客給茶用のプロパンガスが爆発し、見学者にケガを負わせた。



見学者用のテントの支柱が倒れ、見学者にケガを負わせた。……等

3. 保険金額（ご契約金額）および払込みいただく保険料

保険料は下記の傷害保険保険料と賠償責任保険保険料との合計額になります。

(1) 傷害保険

行事の種類*1		保険金額・日額(例) (ご契約金額)		払込みいただく保険料(例) (1名・1日あたり)*2*3
A	バドミントン大会、卓球大会、テニス大会(軟式・硬式)、水泳大会、バレーボール大会、ソフトボール大会、弓道大会、オリエンテーリング(徒歩)、ハイキング、体力テスト、なわとび教室、水泳教室、写生大会、歩こう会、ゲートボール大会、ヨガ、フォークダンス、遠足(日帰り)、バードウォッチング、潮干狩り、キックベースボール	死亡・後遺障害	500万円	1名あたり 24円 (団体割引5% 適用の場合 23円)
		入院保険金日額	2,000円	
		通院保険金日額	1,000円	
B	軟式野球大会(準硬式を含む)、剣道大会、体操競技大会、ボディビル、市民駅伝競技大会、陸上競技、運動会、トランポリン、サイクリング、マラソン大会、ジョギング、ウィンドサーフィン、サッカー教室(試合は除く)、スカッシュ	死亡・後遺障害	500万円	1名あたり 120円 (団体割引5% 適用の場合 114円)
		入院保険金日額	2,000円	
		通院保険金日額	1,000円	
C	サッカー大会、市民スキー大会、硬式野球大会、祭礼で山車・みこしに参加するもの、スケート教室、ハンドボール、バスケットボール	死亡・後遺障害	500万円	1名あたり 241円 (団体割引5% 適用の場合 229円)
		入院保険金日額	2,000円	
		通院保険金日額	1,000円	

*1 上記「行事の種類」に記載のない行事については、代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）にお問い合わせください。

*2 1日あたりの参加者数が50名未満の場合は、団体割引の適用はできません。

*3 団体割引の適用にあたっては、下記の最低保険料にご注意ください。団体割引を適用しない場合の傷害保険の最低保険料は、1契約につき1,000円です。

傷害保険の団体割引率と 最低保険料	参加者数*4(1日につき)	50名以上	500名以上	1,000名以上	3,000名以上
	団体割引率	5%	10%	15%	20%
	最低保険料	1,900円	45,000円	85,000円	240,000円

*4 開催日数が2日以上の場合には、上記「参加者数(1日につき)」は、1日あたりの平均人数(延べ行事参加者数÷開催日数)とします。

(2) 賠償責任保険*5

プラン	支払限度額・免責金額	払込みいただく保険料*6 (1名・1日あたり)
〔プラン①〕 主催者が負う賠償責任のみを対象とする 場合	支払限度額 1事故につき 1億円 (対人・対物賠償共通)	延べ行事参加者数 1名・1日あたり 10円 最低保険料 5,000円
〔プラン②〕 主催者および参加者が負う賠償責任を対 象とする場合*7	免責金額(自己負担額) なし	延べ行事参加者数 1名・1日あたり 50円 最低保険料 5,000円

*5 (1) 傷害保険の「行事の種類」に記載のない行事および祭礼については、代理店または弊社にお問い合わせください。

*6 保険料計算式は、次のとおりです。なお、賠償責任保険の保険料には、団体割引は適用されません。

$$\begin{array}{|c|c|} \hline \text{1名・1日あたり保険料} & \\ \hline \text{プラン①} & 10円 \\ \hline \text{プラン②} & 50円 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{延べ行事参加者数} & \\ \hline \text{名} & \text{日} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{適用保険料} \\ \hline \text{円} \\ \hline \text{または最低保険料} \\ \hline \end{array} \left\{ \begin{array}{l} \text{のいずれか} \\ \text{高い方} \end{array} \right.$$

*7 プラン②にご加入される場合、このパンフレットの内容をご契約者から参加者の方にもご説明ください。

【レクリエーション災害補償プランにご加入いただけない行事】

スキューバダイビング、バンジージャンプ、ラフティング、山岳登山、水上バイク、スカイダイビング等

【保険料の精算】

ご契約時には、見込みの行事参加者数に基づく暫定保険料を払込みいただき、保険期間終了後（傷害保険においては特約期間終了時や毎月）に行事参加者数の実績を申告いただいて確定保険料を算出します。暫定保険料との間に過不足がある場合は、これを精算させていただきます。なお、あらかじめ参加予定者数が決まっている場合は、ご契約時に保険料を確定させ、保険期間終了後の保険料精算を不要とすることができます。詳細は、代理店または弊社にお問い合わせください。

4. 補償の概要

この保険の被保険者（保険の対象となる方）は以下のとおりです。

傷害保険		行事の主催者	行事の参加者
賠償責任保険	プラン①	△*8	○
	プラン②	○*9	×
		○*9	○

被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*8 主催者等行事に参加しない者を除くことができます（主催者のみでのお引受けはできません。）。

*9 主催者の使用人や、主催者が法人の場合はその役員等を含みます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷 害 保 険	死亡保険金 申込書等に記載の行事に参加している間の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等
	後遺障害保険金 申込書等に記載の行事に参加している間の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 申込書等に記載の行事に参加している間の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。	
	手術保険金 申込書等に記載の行事に参加している間の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術*10または先進医療*11に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*12 *10 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *11 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *12 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
保 険	通院保険金 申込書等に記載の行事に参加している間の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギブス等*13を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *13 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	①ご契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮 ③他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任 ⑤航空機、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理 ⑥施設外にある船、車両（自転車等人力によるものを除きます。）または動物の所有、使用または管理 ⑦販売した商品、飲食物を原因とする食中毒その他の事故 ⑧仕事の終了または引渡し後、その仕事の結果に起因して発生した事故 ⑨石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性 ⑩汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、弊社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 ⑪医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為
	賠償責任保険 行事で使用または管理する施設の欠陥や、行事の遂行に起因して、保険期間中に日本国内において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に、次の損害に対して保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③損害防止軽減費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用 ・①については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、お支払の限度となります。 ・②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合は、②争訟費用は、以下の式に従ってお支払いします。 $\text{お支払いする保険金} = \text{②争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①法律上の損害賠償金}}$ ・①については、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となりますので、ご注意ください。 ・②～④については、支出前に弊社の同意が必要となりますので、ご注意ください。	

上記傷害保険におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。上記傷害保険における行事に参加している間とは、行事参加のために集合した時から解散するまでで、かつ、責任者の管理下にある期間をいいます。

5. 行事が変更される時

行事が順延または中止される等変更になる場合は至急、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
なお、包括契約を除き「行事の順延に関する特約」が自動セットされ、悪天候等により行事が順延となった場合、当初の開催日から1か月以内であれば保険期間が自動的に変更されます。

6. 一定期間の行事を包括的に保険申込みされる時

一定期間内に行われる行事名、開催予定日、行事ごとの参加人員等をあらかじめ、代理店または弊社までお知らせください。

<ご注意>

- ・この保険では、名簿等により客観的に参加者が確認できない行事についてはお引受けできません。
- ・傷害保険の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に開始し、末日の午後12時に終わります。
- ・賠償責任保険の保険責任は、保険期間の初日の午後4時に開始し、末日の午後4時に終わります。行事を開催する期間にあわせて、これと異なる時刻を設定する必要がある場合は、代理店または弊社までお知らせください。

ご契約の際のご注意

- 保険料領収証：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。金融機関での口座振替・請求書（銀行等での振込み）により払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

ご契約後のご注意

- 保険証券：保険証券が、ご契約手続きから1か月以上経過しても届かないときには、お手数ながら弊社へお問い合わせくださいますようお願いいたします。お問い合わせに際しましては、証券番号、保険の種類、保険期間(保険のご契約期間)および代理店名をご連絡願います。

示談交渉サービスは行いません

賠償責任保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意（賠償責任保険）

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金を請求する事ができます（保険法第22条第2項）。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

このパンフレットは「行事参加者の傷害危険担保特約」をセットした傷害保険および施設賠償責任保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『特殊な団体傷害保険 普通保険約款および特約』『賠償責任保険（一般種目用）の約款』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。ご契約者と被保険者（行事の主催者または参加者）が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

付帯サービス

デイリーサポート

介護・法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

自動セット



！ ご相談の対象、受付時間等サービスの詳細については、専用チラシをご覧ください。

！ サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

！ 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

介護関連サービス

- ・電話介護相談（介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談）
- ・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

生活支援サービス

- ・法律・税務相談*1
- ・社会保険に関する相談*2
- ・看護師による健康に関する相談
- ・暮らしの情報提供

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

 **0120-119-110**

事故は119番・110番

受付時間：24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時

（年末・年始は休業させていただきます）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて地球の安心・安全をひろげます。

0701-GJ05-07171-201710

E14-83170 (3) 改定201708